

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2024年度の運営業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度 5 回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2024 vol.5

日中社会保障協定 延長手続き

2019年9月1日に発効した日中社会保障協定ですが、2024年8月31日をもって、5年となります。実務上は5年以内の一時派遣として申請を行うことが一般的であるため、発効時に申請を行っている場合、24年8月31日をもって期限満了となります。

この件につき、最近ご相談を受けることが増えてきたため、今回はこちらについて取り上げたいと思います。

・協定における延長規定

派遣が5年を超過する場合、「延長規定」が設けられており、延長期間が5年を超えない場合、再度申請を行うことで、引き続き、派遣元の日本の公的年金のみに加入することが可能です。

・具体的な手続きの流れ

赴任時の申請同様に、①：日本の年金機構に申請し、証書を受領→②：①で受領した証書を中国当局に提出し、決定してもらう、という流れになります。

・中国（@蘇州新区）の取扱い

執筆時点（8月26日）で判断基準は明確になっていません。

蘇州新区の社会保障局に問い合わせしたところ、現時点では延長処理を行ったことはないが、満期となった後に、新規同様に手続きをすればよい、とのことでした。

- ・参考（他国との社会保障協定の取扱い）

中国と韓国、中国とドイツでも同様の社会保障協定が発効されており、延長に関する政策が発表されています。その政策では、「免除期間の延長は、業務上、必要な場合、120 か月まで延長できる」と明記されています。日中でも同様に扱われる可能性があると考えられます。

なお、業務上必要な場合とは、出向契約、労働契約等で根拠資料とすることになると考えられます。

- ・対応

8月31日で5年を経過するため、早晚政策が発表されることとなります。については、まずは日本での証書申請を行い、中国側で政策が発表され次第対応できるように、情報収集及び準備を進めておくことが必要になります。

次回の意見交換会は9月19日を予定しております。コチコンサル 総経理畑様より「今おさえておきたい 労務のトレンド～報酬・労働契約解除・定年再雇用～」という演題で講演いただき、その後参加者による意見交換会を予定しております。参加を希望される方でお申し込みがまだの方は、ぜひ申込んでください。ご参加をお待ちしております。